

議第11号議案

ひきこもり等の社会的孤立となっている当事者及びその家族に対する
行政支援の拡充を求める意見書

ひきこもり等の社会的孤立となっている当事者及びその家族に対する行政支援
の拡充を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提
出します。

令和2年12月8日

提出者 ふじみ野市議会議員

民 部 佳 代

賛成者 ふじみ野市議会議員

小 高 時 男

塚 越 洋 一

伊 藤 美 枝 子

鈴 木 啓 太 郎

ふじみ野市議会

議 長 小 林 憲 人 様

ひきこもり等の社会的孤立となっている当事者及びその家族に対する
行政支援の拡充を求める意見書

内閣府は、平成27（2015）年度に満15歳から満39歳までを対象に実施した「若者の生活に関する調査」では、人口の1.57%に当たる54万1000人がひきこもり状態にあると推計されました。

また、平成30（2018）年度、全国の満40歳から満64歳までの者を対象とするひきこもりの実態調査を、「生活状況に関する調査」として実施し、その結果では、人口の1.45%に当たる61万3000人がひきこもり状態にあると推計されており、「ひきこもり」は、どの年齢層にも、どんな立場の者にもみられるものであり、どの年齢層からでも、実に多様なきっかけでなりうるものであることが分かります。

孤立・無業状態にある50歳代の子を、80歳代の親が支え、親子共倒れのリスクを抱える8050問題などは、日本社会が直面する大きな課題です。本市においても、8050問題をはじめ、制度の狭間で苦しむ市民の複合化、複雑化した相談が増加しています。そのため、本市では社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員、地域自治組織などの他機関との連携を強化し、包括的な支援体制の構築を進めています。

更に全都道府県・指定都市にひきこもり地域支援センターが開設されていますが、体制や機能の拡充などが求められています。

ひきこもり等への社会的孤立となっている当事者及びその家族に対する行政の対応は、自治体によって支援の格差や理解のばらつきがあるのが実態です。このままの現状が続けば、社会経済的損失の増大が懸念されます。

よって、政府においては、下記のことを実施するように強く要望します。

記

- 1 各自治体で取り組んでいる各種支援施策については、国のさらなる財政措置を講じること。
- 2 ひきこもり地域支援センターの予算を増額し、支援拠点の体制や機能の拡充、センターの増設を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣